

林道維持修繕（林道除草）仕様書

第1章

（適用範囲）

第1条 この仕様書は、林道除草の施工時に必要な一般的事項を定めたものである。

- 2 設計図書及び別に定められた特記仕様書がある場合は、この仕様書に優先するものとする。
- 3 設計図書及び別に定められた特記仕様書に関して疑義の生じたものは、監督職員に報告し、その指示により施工するものとする。

（現場の管理）

第2条 受注者は、次の各号を遵守するとともに、常に安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

- （1）現場に隣接し、又は同一場所において別途事業等がある場合は常に相応協調して、紛争を起こさないように処置しなければならない。
- （2）施工中は、監督職員及び道路管理者の許可なく、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす施工をしてはならない。
- （3）火薬、油類、電気等の取扱いについては、その保管及び取扱いについての関係法令の定めに従い、万全の対策を講じなければならない。
- （4）火災の予防については万全の措置を講ずるものとし、監督職員の指示事項があれば、それに従わなければならない。
- （5）現場に、一般者の出入りを禁止する必要がある場合は、立ち入り禁止の表示をする等、十分な規制措置を講じなければならない。
- （6）業務の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故、またはその兆候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。

（現場発生品）

第3条 業務によって生じた現場発生品は、整理集積し、監督職員の指示する場所で引渡さなければならない。

（施工管理）

第4条 受注者は、別に定める「林道維持修繕（林道除草）施工管理基準」により施工管理を行い、その記録を所定の様式により指定期日、または監督職員の指示した期日までに提出しなければならない。

- 2 受注者は、監督員から進捗状況を求められたときは、すみやかに報告しなければならない。
- 3 受注者は、天候、その他を配慮して施工しなければならない。

（自然環境の保全）

第5条 施工に当たっては、土砂の流出、崩壊その他災害の防止及び現場周辺環境の保全に十分注意しなければならない。

(交通安全管理)

第6条 受注者は、積載物の落下等による路面の損傷及び路面汚損防止に努めるとともに、第三者に損害を与えないよう十分注意しなければならない。

(諸法規の遵守)

第7条 受注者は、施工に当たり、諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は、受注者の責任と負担において行わなければならない。

(諸官公庁への手続き)

第8条 業務の施工に必要な関係官公庁その他に対する諸手続きがある場合は、受注者において迅速に処理しなければならない。

2 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告しなければならない。

(後片付け)

第9条 受注者は、業務が終了したときは、現場並びにその周辺に散乱している枝条等を車両通行に支障ないよう路線外に除去し片付けなければならない。

第2章 除草

(1) 除草の区間及び延長は、内訳書に示すところによるものとする。

(2) 林道除草機での刈幅は概ね90cm程度とし、刈高は地際より20cm以下に刈払うこと。刈払機による除草については刈幅を概ね100cm程度とし、刈高については林道除草機の場合と同様とする。なお、実施にあたり路線毎の具体的な作業内容については監督職員と事前に協議するものとする。

(3) 見通しの悪い曲線区間は、幅広の刈払いを行い視距確保等の措置を講ずる。

(4) 標準刈払い幅内にある残存立木等の処理は、監督職員の指示によるものとする。

(5) 除草作業が終了したときは、監督職員に報告するものとする。

(6) 刈払い後の状態について、完全に刈られていなくても、視距が確保されていれば手直しは求めないこととする。